

# 第100号 答 申

## 第1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となる行政文書が存在しないことを理由として行った非公開決定は、妥当である。

## 第2 異議申立てに至る経過

1 平成20年 2月22日、異議申立人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、名古屋市児童福祉センター（以下「児童福祉センター」という。）における次に掲げる文書の公開請求を行った。

(1) LDの日常生活困難について説明した文書（介護看護、保護の観点からのもの）（以下「本件請求文書①」という。）

(2) 軽度な広汎性発達障害の定義又は説明がされている文書（以下「本件請求文書②」という。）

(3) 「自閉的な子ども」の定義又は説明がされている文書（以下「本件請求文書③」という。）

2 同年 3月31日、実施機関は、上記の公開請求に対して、請求の対象となる行政文書が存在しないことを理由として、非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。

3 同年 4月11日、異議申立人は、本件処分を不服として、名古屋市長に対して異議申立てを行った。

## 第3 異議申立人の主張

### 1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消す、との決定を求めるものである。

### 2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

児童福祉センターでLDと診断しているので、生活困難性について把握していると考えられる。また、当事者団体が使用している軽度な広汎性発達障害、自閉症的な子供については、連携協議会等で意見を出しているため、文書は存

在すると考える。

#### 第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

支援センターは、発達障害者に関する相談支援、研修啓発、他機関連携を行っており、発達障害及び発達障害者に対する支援に関する情報の収集などもその業務として行っている。しかし、本件請求文書①については、取得していない。

なお、児童福祉センターで診断された場合、児童福祉センター療育室には児童記録が存在するが、名古屋市情報公開条例第 7 条第 1 項第 1 号及び第 5 号に該当するものである。

本件請求文書②及び本件請求文書③については、発達障害者支援センターの事業運営に関しては、「名古屋市発達障害者支援センター運営連絡会」という会議は存在するが、「連携協議会」は存在しない。当該運営連絡会においては、当事者団体の代表から発達障害者が抱えている諸問題について意見をいただいているが、「軽度な広汎性発達障害」、「自閉症的な子供」という用語を使用しての意見は出ていない。

以上から、当該請求に係る行政文書はいずれも存在しないものである。

#### 第 5 審査会の判断

##### 1 争点

本件異議申立ての対象となる行政文書の有無が争点となっている。

##### 2 本件請求文書①について

(1) 児童福祉センターにおいては、LDと診断された児童の記録は存在するものの、それは、相談・処遇の経過、各種検査結果、医師の診断や知能検査に基づいた医学的、心理学的診断の記録文書であり、特定個人に関する個別具体的な記録が集積されたものである。当該記録にLDの日常生活の困難さという個々の記録は記載されているとしても、そこから抽出、評価される性質について説明した文書とは異なるものであることから、本件請求文書①を作成又は取得していないと認められる。

(2) したがって、本件請求文書①は、存在しないと認められる。

##### 3 本件請求文書②及び本件請求文書③について

(1) 「軽度な広汎性発達障害」、「自閉症的な子ども」という用語は、厚生

労働省の発達障害啓発リーフレットや厚生労働省に対する発達障害者支援センター運営事業実績報告記入要領においても使用されていない。

また、児童福祉センターにおいて、上記の用語を使用している制度は存在せず、当該用語を定義又は説明する必要はないと認められる。

(2) したがって、本件請求文書②及び本件請求文書③は、存在しないと認められる。

4 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

#### 第 6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成20年 4月17日	諮問書の受理
4月23日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
5月22日	実施機関の弁明意見書を受理
6月30日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
平成21年12月 4日	異議申立人に反論意見書及び意見陳述申出書を提出するよう再度通知
平成22年 1月12日 (第109回審査会)	調査審議 実施機関の意見を聴取
5月11日 (第113回審査会)	調査審議
8月10日 (第116回審査会)	調査審議
9月17日	答申